

柴田町国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第4号

柴田町国民健康保険規則の一部を改正する規則

柴田町国民健康保険規則(平成18年柴田町規則第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～2 (略) (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間)</p> <p>3 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年柴田町条例第19号)附則の規定による傷病手当金の規則で定める日は、<b>令和5年5月7日</b>とする。</p>	<p>附 則 1～2 (略) (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間)</p> <p>3 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年柴田町条例第19号)附則の規定による傷病手当金の規則で定める日は、<b>令和5年3月31日</b>とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。